

(公財) 暴力追放広島県民会議 令和6年度事業報告書

(2024. 4. 1～2025. 3. 31)

第1 事業の経過とその成果

事業別	予算額	決算額	達成率
公益目的事業	30,999,000円	29,578,301円	95.417%

第2 資金調達等の状況

- 資金調達
なし
- 設備投資
なし

第3 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	34,204,298	34,500,514	34,807,592	34,349,882
評価損益等調整前 当期経常増減額	△800,972	△7,701,210	△3,170,538	△2,995,940
当期経常増減額	△800,972	△7,701,210	△3,170,538	△2,995,941
正味財産期末残高	900,473,498	893,087,487	889,916,949	886,921,008

第4 主要な事業内容

事業の重点を

- 暴力団対策法や暴力団排除条例の浸透による県民の暴力団排除意識の高揚
- 若者を反社会的勢力に関与させず暴力団に加入させないための取り組みの強化

と定め、「暴力団のいない明るく安全で住みよい広島県」を実現するため、以下の事業を推進した。

1 暴力団員による不当な行為を予防するための広報・啓発事業（公益目的事業1）

(1) 広報活動

ア 広報資料作成・配付等

- 暴力団員等からの不当要求などの被害を予防する目的で、ホームページや日刊新聞での広告等で事業等を紹介するなどの情報発信活動を行った。
 - ・ ホームページの更新
 - 4月 責任者講習日程更新
 - 7月 暴追だより、財務諸表など更新
 - 9月 トップページ更新（スライド画像）
 - ・ 朝日新聞の広告掲載
 - 4月 相談業務の広告
 - 12月 相談業務の広告

- ・ 広島中央警察署電光掲示板広報
- 各種会議や講習・研修会及び暴排団体、行政機関が開催する大会・総会等において配付するため、次の広報資料等を作成・購入して広報啓発に努めた。
 - ・ 暴迫だより春号 11,000部
 - ・ 暴迫だより秋号 1,000部
 - ・ 「企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢」冊子 4,000部
 - ・ 暴力団排除リーフレット 3,000部
 - ・ 暴迫ポスター
 - 「全国センター」ポスター 500枚
 - 「カープ、田村俊介選手」ポスター 3,000枚
 - 「マツダ、ラグビーチーム、スライキイブズ」ポスター 3,000枚
- 会議・研修会等への職員の派遣

各種暴排団体等が開催する会議・研修会等には職員を派遣して、暴力団情勢、不当要求への対応要領、県民会議の活動状況等の講演等を行い、緊密な連携により、県民の暴排意識の高揚に務めた。

月	出席会議等
4月	CCAC総会第1回例会 4/17 広島県企業防衛協議会幹事会 4/18 暴力相談委員・責任者講習担当者研修会 4/25 広島県警備業協会第一回理事・幹事会 4/23
5月	広島県銀行警察連絡協議会総会 5/23
6月	大竹暴力追放対策協議会・ストーンアート除幕式 6/1 企業防衛協議会総会 6/10 広島市暴力追放監視防犯連合会総会 6/11 広島地区公共料金等暴力対策協議会総会 6/19 広島県被害者支援連絡協議会研究会 6/19 CCAC第2回例会 6/19 広島県遊技業協同組合総会 6/21 少年指導委員研修会 6/25
7月	DASHI 呉・J-PLACE 呉周辺対策協議会総会 7/2 広島県暴力監視追放防犯連合会総会 7/5 広島地区建設業暴力対策協議会総会 7/10 民事介入暴力対策全国拡大協議会福岡大会 7/12 中国ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会定例連絡会 7/25
8月	CCAC例会 8/21 犯罪被害者等支援研修 8/19
9月	広島県証券警察連絡協議会 9/11 暴迫センター専務理事等研修会 9/25 広島県警備業協会暴力団等反社会的勢力排除対策協議会総会 9/27
10月	安佐北警察署管内暴力追放協議会40周年記念大会 10/5 CCAC例会 10/16 広島県建設業暴力追放対策協議会総会 10/21

11月	広島県企業防衛協議会幹事会 11/5 民事介入暴力対策全国拡大協議会群馬大会 11/8 広島県銃器対策推進本部幹事会 11/8 三原市暴力監視追放協議会50周年記念大会 11/10 広島県警察部隊視閲式 11/11 社会復帰対策協議会総会 11/12 広島県銀行警察連絡協議会 11/13 広島県暴走族・少年非行防止対策会議幹事会 11/18 全国暴力追放運動中央大会 11/21 被害者支援センター設立20周年記念大会 11/26 民暴弁護士との勉強会 11/28 第2回被害者支援研究会 11/29 府中暴力追放協議会50周年記念大会 11/30
12月	暴力追放・明るい街づくり総決起大会・街頭パレード 12/2 福山西暴追パレード 12/4 CCAC例会 12/4 広島県損害保険防犯対策協議会総会 12/10 警備業協会理事・監事会 12/12
1月	広島県警備業協会総会 1/9 カーフ・広島市民球場連絡協議会 1/10 広島県被害者支援連絡協議会幹事会 1/17 広島県暴走族・少年非行防止対策会議 1/24
2月	広島県被害者支援連絡協議会総会 2/7 なくそう交通事故セーフティコンサート 2/11 広島地区公共料金等暴力対策協議会幹事会 2/12 物流パートナーシップセミナー 2/17 CCAC例会 2/19

イ 視聴覚教材の貸出

令和6年度中、暴力団員等の不当な行為の特徴や、これらに対する対応要領などを紹介したDVD(13作品)を企業、行政機関等に38回貸し出した。

ウ 研修会等への講師派遣

広報資料を配付・活用するなどして、不当要求などの被害を防止するための対処方法を指導・助言した。

月	講演・研修会等
11月	講演((株)シーケイ・テック) 4/24
6月	講演(尾道警察署管内暴力追放対策協議会) 6/24 講演(少年指導委員定期研修会) 6/25
8月	暴力団離脱者指導(広島刑務所) 8/9
10月	講演((一社)日本道路建設業協会中四支部) 10/1
11月	講演(広島信用金庫) 11/25
1月	講演(中国ブロック信用組合協議会) 1/21 暴力団離脱者指導(広島刑務所) 1/31
2月	講演(呉市暴力追放監視連合会研修会) 2/3 講演(NEXCO西日本不当要求防止等対策連絡会) 2/21

(2) 啓発事業

ア 表彰

(ア) 県民会議会長等表彰

第1回定例理事会において表彰式を実施し、暴力追放運動に功労のあった4団体、個人8名に知事及び警察本部長連名の表彰状を、また、4団体・1名に感謝状を贈呈した。

功労団体表彰

- ・ 広島市観光ホテル旅館組合
- ・ 廿日市金融懇談会
- ・ 山県地区建設業暴力追放対策協議会
- ・ 福山西遊技業組合

功労者表彰

- ・  (三原市暴力監視追放協議会副会長)
- ・  (安佐南暴力追放防犯連合会監事)
- ・  (庄原市暴力追放協議会副会長)
- ・  (大竹市暴力監視追放協議会会長)
- ・  (東広島市暴力監視追放協議会副会長)
- ・  (安佐北地区建設業暴力追放対策協議会副会長)
- ・  (府中暴力追放協議会副会長)
- ・  (広島市暴力追放監視防犯連合会副会長)

感謝状

- ・ 株式会社プロバホールディングス
- ・ 株式会社広島東洋カーブ
- ・ 株式会社サンフレッチェ広島
- ・ 後藤建設株式会社
- ・ 漫画家 田中 宏

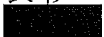
(イ) 中国管区警察局長等表彰

1団体、個人2名が、中国管区警察局長と中国管区暴力追放運動推進センター連絡協議会会長の連名表彰を受賞した。

功労団体表彰

- ・ 福山西地区建設業暴力追放対策協議会

功労者表彰

- ・  (大竹市暴力監視追放協議会会長)
- ・  (広島市暴力追放監視防犯連合会副会長)

(ウ) 警察庁長官等表彰

11月21日、東京「明治記念館」で開催された令和6年全国暴力追放運動中央大会において、県民会議が推薦した次の1名が、警察庁長官、全国暴力追放運動推進センター会長連名の表彰を受賞した。

功労者表彰

- ・ 銅章  (安佐北暴力追放対策協議会会長)

2 暴力団員による不当な行為の被害を予防するための救済及び監視・情報収集事業（公益目的事業2）

(1) 救済活動

ア 相談受理及び相談に対する助言

暴力団対策法に基づく暴力追放相談委員10名（弁護士6名、警察OB1名、県民会議事務局職員3名）を委嘱して、次のとおり暴力相談に対応した。

令和6年度の暴力相談受理件数は1,228件（前年比18件減）であり、反社会的勢力を各種契約から排除するための相談が9割を占めた。

民暴委員会、警察との連携と相談事案の確実な引継ぎについて、令和6年

度中は、民暴弁護士への引継ぎは0件、警察への引継ぎは10件であった。

イ 少年指導委員の研修及び少年からの相談に対する助言

6月25日、少年指導員研修会で講演を行った。少年の暴力団への加入や暴力団から被害を受けた等の相談受理はなかった。

ウ 暴力団離脱者からの社会復帰相談の受理及び協力報奨金の支給

○ 社会復帰対策

① 協力事業所への優遇措置

広島県、広島市、呉市、東広島市、三次市において、離脱者の受入事業所として登録された建設業者に対する公共工事への優遇措置を行っている。

証明書について9件発出。

② 広島県暴力団離脱者社会復帰対策協議会

暴力団離脱者の社会復帰を促進するため、広島県警察本部、広島刑務所、広島拘置所、広島保護観察所及び広島労働局等で構成する「広島県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」情報連絡会を10月23日に開催、総会を11月12日に開催し、情報交換を行った。

エ 被害者に対する見舞金の支給

見舞金の支給事案はなかった。

オ 被害者救済及び訴訟支援

○ 訴訟支援を行う必要のある相談について新たなものはない。

○ 差止請求業務は、広報したが取扱いはなかった。

カ 関係機関との連携強化

広島弁護士会民事介入暴力対策委員会、警察との民暴勉強会は、11月28日に開催し、さらなる連携強化に努めた。

(2) 監視活動

ア 暴力団監視・追放活動に対する助成

暴力団の活動実態等を把握するため、関係機関団体と情報交換による監視を徹底した。

常勤の監視員を置く広島市、呉市及び府中市の暴力追放組織3団体に対して助成金を交付するとともに、積極的な情報交換を行って活動の活性化に努めた。

イ 民間の自主的組織活動の支援と情報交換

各種暴排団体等が開催する総会等に53回職員を派遣して、支援と情報交換を図った。

ウ 暴力監視モニターによる監視活動

暴力団事務所が所在し、暴力団が活動拠点を置く広島市、尾道市などの居住者を中心に11名を「暴力監視モニター」に委嘱し、県下の暴力団に対する監視活動の強化を図っている。

(3) 調査・情報収集活動

ア 警察本部、関係警察署及び広島県暴力監視追放防犯連合会など関係機関、団体と随時情報交換を行い、関係資料の収集に努めた。

イ 日刊新聞紙に掲載された暴力団に関する記事20件をデータベース化し、各業務に活用した。

ウ 暴力監視モニター及び暴力監視員の運用などにより暴力団員等の実態を把握し法人の事業に反映させた。

3 暴力団員による不当な行為を予防するための事業所責任者に対する講習事業（公益目的事業3）

(1) 講習技能の向上

4月25日、全国暴力追放運動推進センター主催の「暴力追放相談委員及び講習担当者研修会」に、講習指導員及び講習担当の1名が参加し、指導員としての技能向上等を図った。

民暴弁護士12名12回、警察OB1名4回講師として招へいして講習体制の整備充実に努めた。

(2) 講習概要

広島、福山、尾道、三次、呉の5会場等において、計48回開催し、2,483人が受講した。

区 分	実施回数	受講人員	前年度対比
選任時講習	20回	1,117人	+1回 +237人
定期講習	25回	1,238人	-1回 +152人
臨時講習	3回	128人	+2回 +82人
計	48回	2,483人	+2回 +471人

講習内容は、広島県警察と締結している委託契約、委託契約約款及び委託要綱に基づき、適正かつ効果的なものとなるよう配意した。また、講習効果を高めるため、パワーポイントや暴排啓発DVDを積極的に活用するとともに、暴追日より、教本等を配付し、講習の充実に努めた。

4 内部管理機能の強化

(1) 内部管理体制の徹底

金融・経済情勢には細心の注意を払い、基本財産の適正かつ効率的な運用によって事業資金を確保するとともに、情報収集を徹底し、善管注意義務を果たすよう努めた。

(2) 個人情報保護の徹底

ア 暴力団等反社会的勢力に係る情報提供について、情報漏洩防止から全国センターとの専用回線によるパソコンの使用及び相談システムパソコンのオフライン化を図り、情報提供の運用要領により、適正な運用に配意し個人情報の保護を徹底した。

イ 情報管理連絡会議等への参加

令和5年9月25日「全国専務理事等研修会」に専務理事が出席し、暴力団事務所使用差止請求訴訟の事例発表や警察庁暴力団排除対策官による「暴力団情勢と適切な情報提供の徹底」の講話等を聴講し、全国の現状について研修を受けた。

(3) 適正な予算執行等

ア 適正な予算執行と財産管理を行うため、全国公益法人協会主催の講習会に担当職員を派遣して、適切な会計手続きができるよう努めた。

イ 小口現金、基本財産をはじめとする債券、預金残高と帳簿の照合を毎月始めに定期的に行うなど、的確な資金管理により不正経理の防止に努めた。

5 役員等に関する事項

(1) 評議員（10名）

（令和7年3月31日現在）

役職名	氏 名	任期	常勤・非常勤	報酬等	他法人等の代表状況等
会 長	延川 章喜	4 年	非常勤	無	広島県暴力監視追放防犯 連合会 会長
副会長	福田 幸作	〃	〃	〃	広島県環境県民局 県民生活担当部長
副会長	西岡 達也	〃	〃	〃	広島県警察本部 刑事部長
評議員	坂上 隆士	〃	〃	〃	(一社)広島県医師会 事務局長
〃	佐々木克己	〃	〃	〃	(一社)広島県生活衛生 同業組合連合会 会長
〃	市川 幸子	〃	〃	〃	広島県地域女性団体連 絡協議会 事務局長
〃	植野実智成	〃	〃	〃	広島県商工会議所 専務理事
〃	藤田 宗広	〃	〃	〃	竹原大崎地区保護司会 会長
〃	青山 裕	〃	〃	〃	広島県少年指導委員連 絡協議会 会長
〃	小池 英樹	〃	〃	〃	(社福)広島県社会福祉協議 会 常務理事兼事務局長

(2) 理事（14名）

（令和7年3月31日現在）

役職名	氏 名	任期	常勤・非常勤	報酬等	他法人等の代表状況等
理事長	中井 克洋	2 年	非常勤	無	弁護士法人広島メープル 法律事務所 弁護士
専務理事	上川 秀樹	〃	常勤	有	なし
理 事	金光 義雅	〃	非常勤	無	広島県市長会・町村会 事務局長
〃	黒田 康弘	〃	〃	〃	広島県教育委員会事務局 豊かな心と身体育成課長
〃	田中 徹	〃	〃	〃	(公社)広島県トラック 協会 常務理事
〃	國村 充宏	〃	〃	〃	(一社)広島県銀行協会 専務理事
〃	長谷川雅士	〃	〃	〃	広島県警察本部刑事部 組織犯罪対策第二課長
〃	新畑 英樹	〃	〃	〃	(一社)広島県警備業協会 専務理事
〃	迫谷 浩司	〃	〃	〃	広島地区建設業暴力追放 対策協議会 会長
〃	高橋 彰	〃	〃	〃	広島弁護士会民事介入暴力 対策委員会 委員長
〃	石川 薫	〃	〃	〃	広島県信用組合協会 常務理事

〃	原田 修治	〃	〃	〃	広島県遊技業防犯協力 会連合会 専務理事
〃	水野 浩一	〃	〃	〃	日本証券業協会証券保安対策 支援センター広島駐在専任主事
〃	久保 美貴	〃	〃	〃	広島県警察歯科医会 副委員長

(3) 監事 (2名) (令和7年3月31日現在)

役職名	氏 名	任期	常勤・非常勤	報酬等	他法人等の代表状況等
監 事	高橋 義則	2 年	非常勤	無	高橋公認会計士事務所 公認会計士
〃	伏見 光暁	〃	〃	〃	日本道路建設業協会中 国支部長

(4) 退任した役員等 (令和7年3月31日現在)

氏 名	退任時の地位	退任日	退 任 理 由
木村 禎男	評議員	R6. 4. 8	職場の人事異動による辞任
藤本 直	理 事	〃	〃
荒木 敏明	評議員	R6. 4. 11	〃
八崎 則男	〃	R6. 6. 10	任期満了による退任
川上 和樹	理 事	〃	職場の人事異動による辞任
山藤 哲也	〃	R6. 7. 7	〃

(5) 役員等の報酬等 (令和7年3月31日現在)

区 分	人 数	報酬等の総額	備 考
専務理事	1 人	7, 000, 000円	

6 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の氏名又は名称
なし
- (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
なし
- (3) 責任限度契約の内容の概要
なし

7 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

なし

第5 従たる事務所の状況

なし

第6 主要な借入先及び借入額

なし

第7 重要な契約に関する事項

なし

第8 会員に関する事項

(令和7年3月31日現在)

種 類	前年度末	当年度末	増 減
正 会 員			
一般会員			
賛助会員	927	935	+8
そ の 他			
合 計	927	935	+8

第9 職員に関する事項

(令和7年3月31日現在)

職名等	氏 名	就任年月日	担当事務	備 考
事 務 局 長	上川 秀樹	R2. 4. 1	事務局統括	※代表理事・専務理事兼務
事務局次長	宮岡 知賢	R4. 4. 1	事務局統括補佐	
総務課長		R2. 4. 1	総務事務	嘱託雇用
事業課長		R6. 4. 1	事業事務	県警派遣
事務局職員		R4. 10. 1	経理事務	再雇用
//		R4. 10. 11	経理事務	

※ 代表理事職は、暴力団事務所使用差止請求業務に限る。

第10 役員会等に関する事項

ア 理事会

開催年月日	議 事 事 項	会 議 の 結 果
R6. 4. 19	・ 副会長の委嘱	みなし決議
R6. 5. 20 (定例理事会)	・ 令和5年度事業報告、収支決算 ・ 定時評議員会の招集 ・ 評議員及び理事並びに監事の改選 ・ 検討委員及び専門委員の改選 など	全議案承認
R6. 6. 10	・ 評議員の選任	みなし決議
R6. 9. 13	・ 寄附金の受入	//
R7. 3. 24 (定例理事会)	・ 令和6年度事業計画、収支予算 ・ 会計処理規則の一部改正 など	全議案承認

イ 評議員会

開催年月日	議 事 事 項	会 議 の 結 果
R6. 4. 8	・ 評議員・理事の選任	みなし決議
R6. 4. 11	・ 評議員の選任	//
R6. 6. 18 (定時評議員会)	・ 令和5年度事業報告・収支決算 ・ 評議員及び理事並びに監事の改選 など	全議案承認
R6. 7. 5	・ 理事の選任	みなし決議

ウ 財産管理運用委員会

開催年月日	議 事 事 項	会 議 の 結 果
R7. 2. 6	・ 基本財産（国債）の運用 ・ 基本財産（地方債・地方公共団体金融 機構債）の運用 ・ 定期預金等（基本財産・特定資産）の 運用	全議案承認

第11 許可、認可、承認等に関する事項
なし

第12 株式を保有している場合の概要
なし

第13 対処すべき課題

近年、準暴力団以外にSNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域的に敢行する「匿名・流動型犯罪グループ」（以下「トクリュウ」という。）は、詐欺の手口を多岐に広げるとともに、ますます、巧妙化するだけでなく、強盗などの凶悪事件まで引き起こすようになっている。警察や政府も、今やそのトクリュウを治安対策の中心と位置づけて、対策を講じつつある。

そのため、暴力追放活動の対象は暴力団のみならず、その他の反社会的勢力ないし組織犯罪集団も含まれるようになり、また活動内容も、不当要求をいかに防ぐかという従来からの被害防止の観点に加えて、彼らによる犯罪をいかに防止するかという被害予防、さらには、被った被害をいかに取り戻すかという被害回復が重視される時代になってきている。

また、組織犯罪集団からの離脱者や関係遮断した企業が、再び元に戻ることはないよう、離脱者等の社会復帰を推進する、いわゆる「ホワイト化」もさらに重要な課題となってきた。